



平成 21 年 1 月 6 日

航空貨物代理店 各位 殿

株式会社融創国際

CZ 便リチウムイオン電池のお取り扱いについて(REV)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、先般ご案内申し上げた CZ 便のリチウムイオン電池の取扱に関して、2009 年 1 月 1 日発行された IATA 危険物規則書 50 版（以下 IATA DGR50 版）におけるリチウム電池に関する規則の改定に伴い、航空貨物輸送における安全の確保・円滑なハンドリングを実施するため、下記のとおり改めてご案内申し上げます。
ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 非危険物扱いで輸送されるリチウム電池について

該当する各梱包基準 / Packing Instruction (PI 965 ～ 970) の Part 1 の要件をご確認下さい。

① 運送状 (Air waybill) への記載事項

下記項目 1)～4)を運送状にご記入ください。記入スペース等で記入が難しい場合は、項目 1)のみ運送状にご記入いただき、項目 2)～4)に関しましては別紙にご記入ください。

1) リチウム電池が含まれていること及び、非危険物扱いである旨をご記入下さい。

The package contains lithium ion cells or batteries NOT RESTRICTED, as per Part1 of DGR PI965 / 966 / 967 / 968 / 969 / 970.

2) 包装物にダメージが発生した場合、火災の危険があるため取扱いに注意が必要であることをご記入下さい。

The package must be handled with care and that a flammability hazard exists if the package is damaged.

3) 包装物がダメージを受けた時の対処法を包装基準の要件に従いご記入下さい。

Do not damage or mishandling this package. If package is damaged, batteries must be protected so as to prevent short circuit.

4) 連絡先の電話番号をご記入下さい。

例) Contact Tel Number : 81- 3-○○○○-□□□□

② 包装物の落下試験

包装基準に落下試験要件のあるものは (PI 965 / 966 / 968 / 969)、高さ 1.2m から落下試験を実施し、必ず合格した包装をご使用ください。機器と電池を同梱する場合は、機器を含む状態で落下試験を実施されることが要求されます。

③ リチウム電池取扱いラベルの添付

1) IATA 危険物規則書 50 版 7.4.8 FIGURE 7.4.1 仕様のラベル空白部分に下記 A・B・C のいずれかを記載し、2 面にまたがることのないように添付して下さい。

A) Lithium ion battery

B) Lithium metal battery

C) Lithium ion and metal battery

2) 各梱包基準で要求される Strong Outer Package として満たされているそれぞれの梱包にラベルを添付して下さい。但し、機器に組み込まれたリチウムイオン電池及びリチウム金属電池が、4 個以下の単電池または 2 個以下の組電池の場合に限り、当該ラベルの貼付は免除されます。

- 3) オーバーパックにつき、最小単位の梱包に対してラベルを貼付していただく他、オーバーパック上にも当該ラベルの貼付をお願い致します。また、オーバーパック外装上に“OVER PACK”と記していただくようお願い致します。

④ BUP (Shipper's load) 扱い

貨物代理店様による積み付け (BUP) に非危険物扱いのリチウム電池が含まれている場合、それぞれの最小単位の梱包につき、リチウム電池取扱いラベルの添付をお願い致します。また、最小単位の梱包として、各梱包基準で要求される **Strong Outer Package** が求められます。

⑤ 非危険物扱いのリチウム電池の制限

- 1) リチウムイオン電池つき、単電池の場合 Watt-hour rating が 20Wh 以下、組電池の場合 Watt-hour rating が 100Wh 以下とさせていただきます。
- 2) リチウム金属電池につき、単電池の場合リチウム金属含有量が 1g 以下、組電池の場合リチウム金属含有量が 2g 以下とさせていただきます。

※ Watt-hour rating を電池ケース上に表記して下さい。但し、2009 年 1 月 1 日以前に製造されたリチウムイオン電池につきましては、2010 年 12 月 31 日まで表記が免除されます。

⑥ MANUAL OF TESTS AND CRITERIA□UN38.3□

全てのリチウム電池において、UN MANUAL OF TESTS AND CRITERIA, PartIII,subsection 38.3 が満たされていることが要求されます。

⑦ 運送状 (AWB) に添付が必要な書類

- 1) 非危険物申告書
- 2) MANUAL OF TESTS AND CRITERIA□UN38.3□の結果 (COPY)
- 3) 包装物の落下試験結果 (COPY)

2. 危険物扱いで輸送されるリチウム電池について

中国南方航空では、日本発中国向けのフライトにおいて、リチウム電池に限らず全ての危険物の輸送を禁止しております。ご了承の程、お願い申し上げます。

以上